

衆議院内閣委員会法務委員会外務委員会安全保障委員会 連合審査会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 4 月 22 日（水）、第 1 回の連合審査会が開かれました。

1 国家情報会議設置法案（内閣提出第 24 号）

- ・平口法務大臣、茂木外務大臣、小泉防衛大臣、木原国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。（質疑者）星野剛士君（自民）、有田芳生君（中道）、長妻昭君（中道）、横田光弘君（維新）、橋本幹彦君（国民）、深作ヘスス君（国民）、川裕一郎君（参政）、高山聡史君（みらい）、田村智子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

星野剛士君（自民）

- （1） 内閣情報会議から国家情報会議への改組
 - ア 内閣情報会議の概要及び活動状況
 - イ 内閣情報会議が示している基本方針等の内容
 - ウ 内閣情報会議の国家情報会議への改組により情報部門と政策部門の接続の観点から期待される効果
 - エ 国家情報会議への改組によりインテリジェンス機能が強化されることの確認
- （2） 内閣情報調査室から国家情報局への改組
 - ア 現在の内閣情報調査室における分析体制
 - イ 企画立案及び総合調整機能を国家情報局に付与することにより強化される分析能力
 - ウ 国外の情報機関との連携に関する方針

有田芳生君（中道）

- （1） 内閣情報調査室の構成及び活動
 - ア 内閣情報調査室の実員 730 名のうち国内部門に配属されている人員数
 - イ マスコミ又は野党を担当する部門の有無
 - ウ 内閣情報調査室による国会議員の行動監視等に関する木原国務大臣の答弁の確認
- （2） 公安調査庁による調査
 - ア 工作基礎調査事項という内部文書の有無
 - イ 警察等の捜査機関による調査との相違点
 - ウ 公安調査庁には強制捜査権はなく任意の調査のみ可能であることの確認
 - エ 協力者の獲得のため個人の身辺を詳細に調査しているとの指摘についての公安調査庁の見解
 - オ 1998 年 3 月 25 日付「情報提報と活用の在り方について」という公安調査庁の文書の有無

長妻昭君（中道）

- （1） 日本が米国と異なる情報を入手した場合に異なる政策判断を行う覚悟について、外務大臣及び木原国務大臣の認識
- （2） 武器輸出
 - ア 我が国の武器が国際法に反する戦争に使われる可能性についての認識の有無
 - イ 輸出した武器の管理状況モニタリングについて、国会に報告するか否かの確認
 - ウ 米国が武力紛争の一環として現に戦闘が行われている国に該当するか否かの確認
- （3） 政治と情報部門の距離

- ア 自民党大会に自衛隊員が参加した件についての説明
- イ 本件について調査チームを設置し、事実関係を精査して報告することの必要性
- ウ 公安調査庁が特定の国会議員に対して選挙に関する情報を提供しているかの確認
- エ 自衛隊情報保全隊による監視活動の停止を求める裁判の判決を受けて、当該事件の当事者に関する記録が削除されたか否かの確認
- オ 警察が風力発電の反対運動に参加した者の情報を収集していた件について、原告の個人情報が削除されたか否かの確認
- (4) 内閣情報調査室の組織
 - ア 内閣情報調査室のプロパー職員の全職員に対する割合
 - イ 内閣情報調査室の指定職職員の人数及び出向元の状況
 - ウ 内閣情報調査室に総合職職員の採用が存在するかの確認
 - エ 今後国家情報局が総合職職員を採用し、幹部候補を育成することの必要性
- (5) インテリジェンスアカデミー
 - ア インテリジェンスアカデミーについて法整備が必要か否かの確認
 - イ インテリジェンスに関する大学教育を行う必要性

横田光弘君（維新）

- (1) 情報戦とインテリジェンス
 - ア 外国籍の配偶者を持つ自衛官に関する情報の把握状況
 - イ 国家情報局がサイバー空間での影響工作に係る情報収集を積極的に行う必要性
 - ウ 海外系のスマートフォン決済等による資金移動の把握状況及び課題認識
- (2) 国家情報局が英国の合同情報委員会に類似する役割を担う機関であることの確認

橋本幹彦君（国民）

- (1) 北村滋元国家安全保障局長の提言する内閣情報調査室の改編、拡充強化に対する木原国務大臣の見解
- (2) 各省庁が内閣情報調査室を通さずに首相官邸に情報提供を行ってきた理由及び当該情報の内容
- (3) 本法案により国家情報会議及び国家情報局が設置された場合においても緊急性の高い情報等は各省庁から首相官邸に直接情報提供する仕組みは変わらないことの確認
- (4) 政策部門の情報要求に関するリテラシーを向上させる必要性
- (5) 本法案に情報活動についての国会を通じた民主的統制を含めなかった理由
- (6) インテリジェンスの政治化を防ぐために政治的中立の確保を法案に盛り込む必要性

深作ヘス君（国民）

- (1) インテリジェンスの政治化や恣意的な歪曲の防止
 - ア 国家公務員法の服務規定の有用性
 - イ 刑事罰規定等を設けることにより実効性を担保する必要性
- (2) インテリジェンスの秘匿性と国会による監視などの民主的統制との両立
- (3) 司令塔機能の強化
 - ア 同盟国、同志国との間における情報共有の高度化及び改善見込み
 - イ 日本の情報保全体制の強化及び同盟国等からの信頼性向上策
 - ウ 日本のインテリジェンス・コミュニティ全体の対外信頼性への影響

川裕一郎君（参政）

- (1) 自立した情報主権が確立されたと言える状態及び現在における日本の情報主権の到達段階
- (2) 対外情報に関する国家情報会議の設計思想に対する木原国務大臣の見解及び情報面で同盟国と対等な関係を目指す具体的なビジョンや達成目標
- (3) 国家情報会議の設置と併せ、安全保障上重要な情報インフラの国産化・国内完結に向けた中長期的な投資及び育成戦略について、防衛省による政府全体への積極的な提起・指導の検討
- (4) サイバー、宇宙、電磁波、認知戦に関する情報の共有・総合的分析・提供に際する関係機関の具体的な連携の在り方及びSNSを通じたフェイクニュースや世論操作に対する防衛省の関与の在り方
- (5) 情報要員に対する専門教育等を体系的に強化するための具体的な計画及び情報分野の専門家が長期にわたるキャリア形成ができる人事制度・処遇の見直しの検討の必要性

高山聡史君（みらい）

- (1) 同志国との情報協力において日本が提供する分析成果の技術的な対等性確保のための能力強化策並びに国際情報統括官組織におけるAIを活用した分析基盤の状況及び技術責任者の組織的な位置づけ
- (2) 米軍の情報機関との技術的なギャップ並びに情報処理業務におけるAI活用の進捗及び情報本部における技術責任者の組織的な位置づけに対する小泉防衛大臣の認識
- (3) 省庁横断でインテリジェンス機能を強化するための分析基盤整備及び国家情報局に技術分野の責任者を編成する制度の必要性
- (4) 外務省における情勢判断等の事後検証の実施状況及び外務省・国家情報局における検証の連携の在り方
- (5) 防衛に関する情報の検証困難性及び検証機能に関する制度設計の在り方

田村智子君（共産）

- (1) 敵基地攻撃を可能とする長射程ミサイルの運用のために必要な相手国情報等の収集手段
- (2) 相手国に関する情報収集は長射程ミサイルの運用には必要不可欠であるとの意見に対する防衛大臣の見解
- (3) 長射程ミサイルの運用に関する相手国の意思や軍事動向が本法案における重要情報活動に該当することの当否
- (4) 長射程ミサイルの運用における内閣情報調査室の役割及び国家情報局に改編後の役割の変化の概要
- (5) 長射程ミサイルの運用における国家情報局の米中央情報局（CIA）との連携方針
- (6) 本法案の効果として諜報活動による他国要人の殺害や拉致ができる体制を米国とともに構築することになることの当否
- (7) 諜報活動による他国の主権侵害等に関与する組織と国家情報局は連携しないと政府は明言すべきとの意見に対する木原国務大臣の見解
- (8) 自由民主党・日本維新の会連立政権合意書（2025年10月20日）において、2027（令和9）年度末までに創設するとされている対外情報庁（仮称）及び情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関の創設の目的